

証券コード 4896  
2026年3月11日  
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目7番7号  
**株式会社ケイファーマ**  
代表取締役社長 福 島 弘 明

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kpharma.co.jp/ir/meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン・カンファレンス(ミッドタウン・タワー4階)  
Room 7, 8  
(会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第9期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 会計監査人の選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。  
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告のうち以下の事項  
「事業の経過及び成果」、「対処すべき課題」、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
  - ・計算書類
  - ・監査報告書

## 議決権行使のご案内

### 株主総会にご出席されない場合



#### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2026年3月25日（水曜日）午後5時必着



#### ■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年3月25日（水曜日）午後5時まで

### 株主総会にご出席される場合



#### ■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2026年3月26日（木曜日）午前10時

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォン等で議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### ●ご注意事項

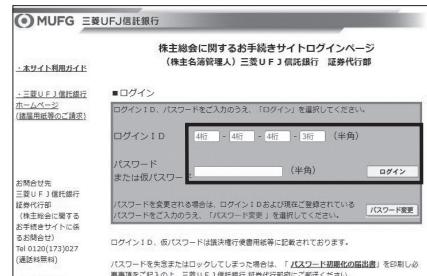
インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。  
書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。  
議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ると共に、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少と剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

#### 1. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1). 減少する資本準備金の額

2025年12月31日現在の資本準備金の額2,028,812,200円のうち、993,227,458円を減少して、1,035,584,742円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

##### (2). 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月31日（予定）

#### 2. 剰余金の処分の内容

上記の資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として、会社法第452条の規定に基づき、2025年12月31日時点の繰越利益剰余金の欠損金の額に相当する額を以て、次のとおり欠損填補に充当いたします。

##### (1). 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 993,227,458円

##### (2). 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 993,227,458円

## 第2号議案 会計監査人の選任の件

会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会がE Y新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の独立性および専門性、監査の実施状況ならびに品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名称	E Y新日本有限責任監査法人	
主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
沿革	2000年4月1日 太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立 2001年7月1日 法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更 2008年7月1日 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更 2018年7月1日 法人名称を新日本有限責任監査法人からEY新日本有限責任監査法人に変更	
概要	公認会計士 3,061名 公認会計士試験合格者等 1,396名 その他 2,060名 合 計 6,517名  関与会社数 3,805社 資本金 1,221百万円 事務所等 国内 東京ほか 計17カ所 海外 ニューヨークほか 計42カ所	

以上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は69,970千円であり、その主なものは、本社建物附属設備ならびに研究用の工具、器具及び備品になります。

当事業年度中に購入した主要設備

本社内装工事	13,247千円
細胞凍結保存容器	4,695千円

### (2) 重要な資金調達の状況

総額1,500,000千円の転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	担当及び重要な兼職の状況
福島弘明	代表取締役社長	
松本真佐人	常務取締役	CFO
岡野栄之	取締役	CSO 慶應義塾大学 教授、再生医療リサーチセンター センター長
中村雅也	取締役	CTO 慶應義塾大学 医学部整形外科学教室教授
山田美穂	取締役	CBSフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役
豊川峻輔	常勤監査役	
西田恭隆	監査役	西田恭隆公認会計士事務所 所長
五十畑亜紀子	監査役	東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 山田美穂氏は、社外取締役であります。  
2. 豊川峻輔氏、西田恭隆氏および五十畑亜紀子氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役西田恭隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 五十畑亜紀子氏は、弁護士として企業法務に精通しております。  
5. 2025年3月27日をもって、八田圭子氏は、任期満了により退任しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年2月の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

決定方針の内容としては、取締役の報酬等は、原則として年俸制とし、役員規程に基づき、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の地位、職責、在籍年数、同業他社における水準、当社の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、取締役会により決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、役員規程に基づき算定された金額について2025年3月27日の取締役会において決議されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等は、原則として年俸制とし、監査役監査基準に基づき、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2022年3月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は年額200,000千円以内、監査役の金銭報酬の額は年額50,000千円以内とし、これには使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は2名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年8月22日開催の臨時株主総会において、取締役の株式報酬の額を年額38,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	115,200 (7,200)	115,200 (7,200)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25,200 (25,200)	25,200 (25,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room 7, 8

※ミッドタウン・イーストの東京ミッドタウン・ホールとは異なりますのでご注意ください

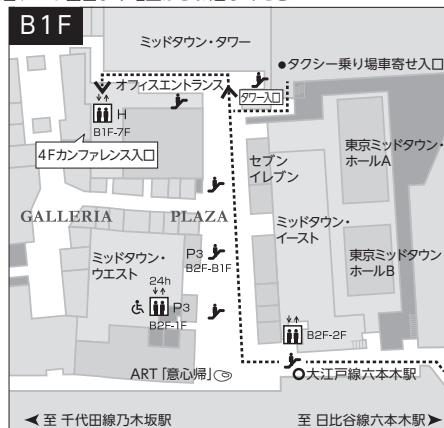
電話 03-3475-3103（平日9:00～18:00）



**地下鉄をご利用の場合** 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください



# 第9回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ●事業報告

- 会社の現況に関する事項
  - 事業の経過及び成果
  - 対処すべき課題
  - 財産及び損益の状況の推移
  - 主要な事業内容
  - 主要な営業所及び工場
  - 従業員の状況
  - 主要な借入先
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 株式会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

## ●計算書類

## ●監査報告書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社ケイファーマ

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、継続的な給与水準引き上げ等により、雇用・所得環境に改善が見られるものの、総務省から2026年1月23日に公表された「2020年基準消費者物価指数 全国2025年(令和7年)12月分」によると、消費者物価指数の総合指数は2020年を100として113.0であり、2024年12月との比較では2.1%の上昇と高水準で推移し、実質賃金のプラス転換には至らなかったことから、消費者の購買意識の冷え込みが引き続き懸念され、米国の関税政策や不安定な国際情勢等、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社は慶應義塾大学医学部発ベンチャー企業として、iPS細胞を活用した創薬事業（以下「iPS創薬事業」という。）、iPS細胞を活用した再生医療事業（以下「再生医療事業」という。）の研究・開発とその収益化を短期的な視点だけでなく、中長期的な視点も意識して推進しております。

iPS創薬事業では、6つの開発パイプラインの研究を行っており、その内のALS（※1）に関する開発パイプラインにおいては、開発権・製造販売権許諾契約締結先であるアルフレッサ ファーマ株式会社が2025年12月25日に臨床研究等提出・公開システム（Japan Registry of Clinical Trials（通称jRCT））上でKA-2301（※2）の第I相臨床試験を終了した旨を公表しております。当該臨床試験の目的は、「日本人健康成人男性を対象に、KA-2301及びレキップCR錠を絶食下において単回経口投与したときの薬物動態及び安全性を確認し、KA-2301とレキップCR錠との類似性について検討する。また、KA-2301の食事の有無による薬物動態及び安全性について検討する」ものであり、一刻も早く患者様に治療薬を届けるために、アルフレッサ ファーマ株式会社と共に検証的治験(第Ⅲ相試験)に向けて準備しているところとなります。

研究成果という点では、2025年8月18日（米国時間）に国際的な学術雑誌であるJournal of Neurochemistry に「Ropinirole functions through a dopamine receptor D2-independent mechanism to ameliorate amyotrophic lateral sclerosis phenotypes in TARDBP-mutant iPSC-derived motor neurons」の論文が掲載されており、これはALSにおけるロピニロール塩酸塩の作用機序に関する研究成果で

あり、慶應義塾大学の岡野栄之教授の研究グループとの共同研究で得られた成果となります。

ALS以外の開発パイプラインについても、難聴疾患に関する学校法人北里研究所との共同研究契約を2026年3月まで延長し、企業治験の実施に向けた、より具体的なデータを取得し、円滑な治験開始に向けて準備を進めているだけでなく、2025年11月20日に学校法人慈恵大学とも新規神経変性疾患治療薬の作用機序解析に関する共同研究契約を締結し、iPS創薬事業における新たな開発パイプラインの開拓ならびに今後の臨床応用に必要な科学的根拠を体系的に解明・蓄積することを目的に研究を進めております。

また、2025年6月11日から14日に開催されたInternational Society for Stem Cell Research (ISSCR) (※3) 2025 annual meetingにおいて、FTD (前頭側頭型認知症) について研究成果の発表を行う等、各開発パイプラインを研究計画に沿って進めております。

再生医療事業では、5つの開発パイプラインの研究を行っており、その内の亜急性期脊髄損傷に関する開発パイプラインにおいて、2025年3月21日に当社の共同研究先である慶應義塾大学医学部等により発表された『「亜急性期脊髄損傷に対するiPS細胞由来神経前駆細胞を用いた再生医療」の臨床研究について (経過観察の終了)』によると、目標通り4症例への移植を実施し、細胞移植後1年間の経過観察を完遂し、4症例すべてが安全性および有効性評価に含められた旨が報告されたことを受け、2025年4月4日に学校法人慶應義塾とこれまでの共同研究成果を引き継いだ共同研究契約等を新たに締結しております。

また、前述のInternational Society for Stem Cell Research (ISSCR) 2025 annual meetingにおいては、当社取締役である岡野栄之慶應義塾大学教授、中村雅也慶應義塾大学教授からそれぞれ「脊髄損傷に対する細胞移植と神経調節のコンビネーションに関する機会と課題」、「iPS由来神経幹細胞を用いた脊髄損傷に対する再生医療」等の研究成果発表も行われております。

これらの成果を受け、当社の医薬品及び再生医療等製品のサプライチェーン構築推進の為、再生医療事業におけるKP8011 (亜急性期脊髄損傷) に関する治験製品および今後上市する製品の主に流通部分を強化することを目的としてアルフレッサ株式会社と2025年11月に業務提携基本契約を締結すると共に、同社との間で投資契約を締結し、同社を割当予定先とする無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することで、今後の研究開発資金をはじめとした必要な資金の確保を行っております。

このような状況の中、当事業年度におきましては、研究開発費を414,525千円 (前年同

期は451,642千円) 計上した結果、営業損失は916,056千円 (前年同期は836,346千円の営業損失)、経常損失は920,527千円 (前年同期は836,243千円の経常損失)、当期純損失は993,227千円 (前年同期は846,455千円の当期純損失) となりました。

なお、当社は、医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※ 1 ALS：筋萎縮性側索硬化症(Amyotrophic Lateral Sclerosis)

日本国内では1974年に特定疾患に認定された指定難病であり、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種であり、極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡し、治癒のための有効な治療法は現在確立されておられません。

※ 2 KA-2301

アルフレッサ ファーマ株式会社における徐放顆粒製剤のコード名となります。

※ 3 International Society for Stem Cell Research (ISSCR)

国際的な幹細胞研究振興、研究者育成、幹細胞の基礎及び応用に関する情報や幹細胞研究・臨床応用に関するガイドライン等の発信を行う、米国に本拠を置く独立した非営利独立組織。幹細胞研究の組織体としては、世界で大きな影響力があると考えられる国際学会。

## (2) 対処すべき課題

当社は、主に難治性の神経疾患に対して、iPS創薬事業と再生医療事業をハイブリッドで事業展開しており、一刻も早く患者様の元に有効な治療法を届けるために研究開発を推進しております。

このような中、当社が優先的に対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

### ①研究開発の推進

当社は、iPS創薬事業、再生医療事業という医薬品等の研究・開発・製造・販売を行うことを事業目的としており、研究開発の推進こそが当社の取り組むべき最大の課題と考えております。

iPS創薬事業におきましては、前事業年度に引き続き、難治性の神経疾患の一つであるALSに対するロピニロール塩酸塩の第Ⅲ相試験（多数の患者様に対する安全性および有効性の検証を行う試験）の準備を進めており、患者様へ安全で有効な治療薬を届けることができるようにしてまいります。その他の開発パイプラインにおいても一刻も早く有効な治療薬候補を見出せるように研究開発を推進してまいります。

また、再生医療事業におきましては、亜急性期脊髄損傷の医師主導の臨床研究が行われており、2025年3月21日に当社の共同研究先である慶應義塾大学医学部等により発表された『「亜急性期脊髄損傷に対するiPS細胞由来神経前駆細胞を用いた再生医療」の臨床研究について（経過観察の終了）』によると、目標通り4症例への移植を実施し、細胞移植後1年間の経過観察を完遂し、4症例すべてが安全性および有効性評価に含められた旨が報告されております。

当該研究の完了後に当社が企業治験を行う予定にしていることから、大量培養法の確立やGMP（Good Manufacturing Practice）対応試薬への切替、製品規格の元となるデータの取得等、治験薬製造に向けた検討を進めると共に臨床用iPS細胞の製品製造におけるCDMO（Contract Development and Manufacturing Organization）の選定も並行し、臨床用iPS細胞の選定後、遅滞なく製造に移行できるよう研究開発を推進してまいります。

### ②優秀な人財の確保

当社が行っているiPS創薬事業、再生医療事業における研究開発は、最先端の基礎研究が基になっており、非常に高度な専門性が要求されております。

さらに国内外の製薬会社やバイオ企業との開発競争の激化が予想される中で、より一層の研究開発の加速や他社との差別化が求められることから、採用活動の推進や適切な人事

考課の実施等を行うことにより、優秀な人財の継続的な確保に努めてまいります。

### ③法令遵守等の推進

当社では、iPS創薬事業、再生医療事業という医薬品等の研究・開発・製造・販売を行うことを目的とした事業を行っておりますが、当社の属する業界は、監督官庁による規制、法令遵守および知的財産権の管理に関してグローバルな視点で対応することが重要となっております。

このような状況を踏まえ、当社では、法令遵守や社会的責任を果たすために「内部統制の基本方針」を定めており、社内管理体制およびリスク・コンプライアンスの管理体制の強化を継続して行っております。

### ④研究開発に必要な資金の確保

当社では、iPS創薬事業、再生医療事業という医薬品等の研究・開発・製造・販売を行うことを目的とした事業を行っておりますが、一般的に多額の研究開発費用を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、継続的に営業損失を計上する傾向があります。

当社も同様の傾向を有しており、当事業年度においても営業損失を計上し、且つ将来の収益獲得の不確実性を考慮いたしますと、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると認識しているものの、今後の研究開発に必要な運転資金を十分に確保できていることから、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

しかしながら、当社はまだ安定的な収益基盤や資金基盤が確立されているわけではなく、業績は不安定に推移する可能性があり、適切なタイミングおよび条件で資金調達できる保証はないことから、複数の開発パイプラインのライセンスアウトを推進すると共に、2025年12月に払込のあった転換社債型新株予約権付社債に限定せず、直接金融および間接金融による幅広い資金調達手段の確保等を図ることで、研究開発の推進に必要な資金の確保に努めてまいります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期 (2022年12月期)	第7期 (2023年12月期)	第8期 (2024年12月期)	(当期) 第9期 (2025年12月期)
売 上 高	— 千円	1,000,000 千円	— 千円	— 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△359,233 千円	344,184 千円	△836,243 千円	△920,527 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	△392,427 千円	260,330 千円	△846,455 千円	△993,227 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△42.06 円	25.42 円	△72.94 円	△85.59 円
総 資 産	1,374,566 千円	3,313,902 千円	2,353,073 千円	2,939,220 千円
純 資 産	1,336,263 千円	3,104,768 千円	2,258,312 千円	1,265,435 千円
1株当たり純資産額	△122.77 円	267.55 円	194.60 円	109.00 円

(注) 当社は2023年8月6日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

### (4) 主要な事業内容

当社は医薬品等の研究・開発・製造・販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

### (5) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
ケイファーマラボ	神奈川県藤沢市
ケイファーマ・慶應 脊髄再生ラボ	東京都新宿区

### (6) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
21 名	+ 3 名

(7) 主要な借入先

借入先	借入額
アルフレッサ株式会社	1,500,000千円

(注) アルフレッサ株式会社からの借入は、2025年12月3日に払込を受けた第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債であり、2025年11月6日にアルフレッサ株式会社と締結した業務提携契約の推進のためのものになります。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	30,000,000株
(2) 発行済株式の総数	11,609,600株
(3) 株主数	4,721名
(4) 大株主	

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
福 島 弘 明	2,331,000	20.07
SBI Ventures Two株式会社	1,726,500	14.87
中 村 雅 也	1,177,000	10.13
岡 野 栄 之	1,166,000	10.04
大和日台バイオベンチャー2号投資事業有限責任組合	1,143,000	9.84
かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合	641,000	5.52
アルフレッサホールディングス株式会社	315,700	2.71
テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合	234,800	2.02
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	99,600	0.85
吉 田 勝 則	80,000	0.68

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行対価として交付された新株予約権等の状況  
2022年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき70円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - (a) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - (b) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場し、かつ、上場後2年経過することを条件とする。
  - (c) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - (d) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2024年8月23日～2032年8月22日  
ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	550個	普通株式 550,000 株	1名

(注) 2023年8月6日付で行った普通株式1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使価額」は調整されております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 責任限定契約の内容の概要

取締役山田美穂氏、監査役豊川峻輔氏、監査役西田恭隆氏および監査役五十畑亜紀子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第28条第2項および第39条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

##### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、免責金額が設定されております。

##### (3) 社外役員に関する事項

###### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 社外取締役山田美穂氏は、CBSフィナンシャルサービス株式会社の代表取締役であります。

当社とCBSフィナンシャルサービス株式会社との間には特別な関係はございません。

② 社外監査役西田恭隆氏は、西田恭隆公認会計士事務所の所長であります。

当社と西田恭隆公認会計士事務所との間には特別な関係はございません。

③ 社外監査役五十畑亜紀子氏は、東京八丁堀法律事務所のパートナー弁護士であります。

当社は東京八丁堀法律事務所との間に特別な関係はございません。

④ 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山田美穂	11/11回 (100%)	—	2025年3月27日に就任以降開催された取締役会全てに出席し、経営者として培った経営全般に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	豊川峻輔	13/13回 (100%)	15/15回 (100%)	上場製薬会社在职時に培った幅広い知識、経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	西田恭隆	12/13回 (92%)	15/15回 (100%)	公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、専門家としての見地から議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	五十畑亜紀子	13/13回 (100%)	15/15回 (100%)	弁護士として経験、見識が豊富であり、企業法務の専門家としての見地から議案審議につき必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、目づ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠並びに監査体制等を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念として、「医療イノベーションを実現し、医療分野での社会貢献を果たします」を掲げており、投資家保護と株式価値向上のために、経営の透明性をより高め、コーポレート・ガバナンスを確立することが不可欠であることから、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である「内部統制の基本方針」を以下のとおり定めております。

- I. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社はコンプライアンス（法令遵守）を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、各種法令に準拠した事業運営を徹底する。
  - ii. 当社のリスク・コンプライアンスに関する基本方針や取組みを担うリスク・コンプライアンス委員会が、重大なコンプライアンス管理上の問題となるべき事案の審議および付議を行うことで、コンプライアンスを徹底する。
  - iii. 当社は、当社全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとする。また、その他に決裁権限規程に従って決裁区分を明確に運用する。
  - iv. 内部監査責任者は当社の法令および定款の遵守体制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正・改善の必要性があるときは速やかにその対策を講ずる。
  - v. 当社の役員および従業員からの当社内における法令等違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定めて、外部通報窓口および内部通報窓口を設置して、通報体制を整備・運用を行う。
  - vi. 取締役会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとする。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i. 取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役等が閲覧可能な状態にて管理するものとする。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとする。
  - ii. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、適正な情報管理を行う。

- Ⅲ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 当社は「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が当社のリスク管理の状況をモニタリングする。
  - ii. 当社は組織目標の達成を阻害する要因または損益に影響を与える組織内外の要因を分析し、予防策と低減策を準備して発生時の対応と被害最小化に努める。また火災や地震などの災害等に対しても、安全に事業を推進できる活動を推進し、事業継続に努める。
  - iii. コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士、顧問弁理士をはじめとする外部専門家等と協力するものとする。
- Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。
  - ii. 業務運営に関しては、社内規程に基づき任命された取締役が指示し、各部門の管理者が中心となって「予算管理規程」に従って、中期経営計画および年度（短期）経営計画を策定し、取締役会にて決議の上、各部門はその目標達成に向け具体的施策を立案実行する。
  - iii. 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに取締役会における予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとする。
  - iv. 取締役会の決定に基づく業務執行については、本部制を採用して各本部長を置くことで責任を明確化し、本部長の指揮・命令下で各部門が迅速に実行する。それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細については、社内規程に定める。
- Ⅴ. 監査役を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 当社は監査役からの要求により、状況に応じて、監査役を補助する従業員を配置する。
  - ii. 上記の従業員は、監査役以外のいずれの取締役・従業員からの指揮命令を受けず、不当な干渉に対して拒絶しても何ら不利益を受けないことを保証する。
- Ⅵ. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 当社の取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、事業および内部統制の状況等を報告する。

- ii. 当社の取締役および従業員は、当社の経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
  - iii. 当社は、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
  - iv. 当社は、内部通報制度のもと、当社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適時適切な報告運営体制を確保する。
- VII. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用について予め予算に計上し、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。また、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
- VIII. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- i. 代表取締役は監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう定期的に意見交換を行う機会を確保する。
  - ii. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況およびコンプライアンス違反の発見状況を把握するため、必要に応じて、各種会議体に出席するとともに、主要な決裁のための書類その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。
  - iii. 監査役は内部監査責任者から内部監査の状況および結果について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
  - iv. 監査役は当社の監査を担当する監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- IX. 反社会的勢力排除のための体制
- i. 当社は、反社会的勢力・団体が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える可能性のある組織であるという認識を持ち、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとし、また適切な対応を取るために、必要に応じて、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を行う。
  - ii. 当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、全ての役員および従業員が反社会的勢力排除のための体制の確立を徹底する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### I. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、重大なコンプライアンス管理上の問題となるべき事項の有無の確認を含めた審議をしているだけでなく、内部監査や内部通報制度を適切に運用しております。

### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社で取り扱う情報は、規程に則り適正に管理されております。

### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、コンプライアンスに関するビジネスリスク等に対し、顧問弁護士等の外部専門家等と協力し、対応方針を検討しております。

### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、月1回の定例の取締役会を開催するだけでなく、必要に応じて臨時で取締役会を開催しており、重要事項の決定が適時に行われるようにしております。

### V. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役から補助の要求を受けた従業員はおりません。

### VI. 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、取締役および従業員は、監査役へ事業および内部統制の状況等の報告を適時に実施しております。

また、これによる不利益を受けることがないよう保証しております。

### VII. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、予算策定時に監査役からの求めに応じ、必要経費を予算計上しております。

#### Ⅷ. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社では、監査役会が、代表取締役をはじめ各取締役および監査法人と定期的な意見交換を実施し、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役は取締役会や主要な会議への参加、重要な文書の閲覧を実施すること等で、監査の実効性を確保しております。

#### Ⅸ. 反社会的勢力排除のための体制

当社では、取引開始前に取引先の反社会性等の検証を実施することを徹底しており、継続取引先に関しても定期的に検証を実施しております。

### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しておりますが、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考えており、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に伴い必要となる研究開発資金として投入していくこととしております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

また、当社は毎年6月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当をできる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,890,790</b>	<b>流動負債</b>	<b>101,769</b>
現金及び預金	2,791,835	買掛金	8,945
原材料及び貯蔵品	11,252	未払費用	69,405
前渡金	317	未払金	16,985
前払費用	57,297	未払法人税等	2,310
その他	30,086	預り金	1,375
		資産除去債務	2,747
<b>固定資産</b>	<b>48,430</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,572,015</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,430</b>	社債	1,500,000
敷金及び保証金	48,430	資産除去債務	72,015
		<b>負債合計</b>	<b>1,673,785</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>1,265,435</b>
		資本金	10,175
		資本剰余金	2,248,487
		資本準備金	2,028,812
		その他資本剰余金	219,675
		<b>利益剰余金</b>	<b>△993,227</b>
		その他利益剰余金	△993,227
		繰越利益剰余金	△993,227
		<b>純資産合計</b>	<b>1,265,435</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,939,220</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,939,220</b>

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		916,056
営業損失 (△)		△916,056
営業外収益		
受取利息	3,003	
その他の	14	3,018
営業外費用		
支払利息	986	
社債利息	2,301	
社債発行費	4,024	
為替差損	178	7,490
経常損失 (△)		△920,527
特別損失		
減損損失	69,970	69,970
税引前当期純損失 (△)		△990,498
法人税、住民税及び事業税	2,729	2,729
当期純損失 (△)		△993,227

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	2,028,637	976,131	3,004,768
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	175	175		175
減資	△90,000		90,000	90,000
欠損填補			△846,455	△846,455
当期純損失（△）				
当期変動額合計	△89,825	175	△756,455	△756,280
当期末残高	10,175	2,028,812	219,675	2,248,487

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△846,455	△846,455	2,258,312	2,258,312
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			350	350
減資			-	-
欠損填補	846,455	846,455	-	-
当期純損失（△）	△993,227	△993,227	△993,227	△993,227
当期変動額合計	△146,771	△146,771	△992,877	△992,877
当期末残高	△993,227	△993,227	1,265,435	1,265,435

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 契約一時金

当社の顧客との契約条項に基づき、当該契約の締結時に契約一時金を受領いたします。

当該契約が、ライセンス契約であれば、契約締結時点で開発パイプラインの独占的な製造・販売権等に関するライセンスが供与され、且つ顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社が行う予定はないことから、顧客はその時点で存在する知的財産の全てを使用することが可能になり、その便益を享受できることとなります。

よって、契約締結時点において、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (2) マイルストーン収入

当社の顧客との契約条項に基づき、当該契約において設定された個別の各目標の達成状況に応じてマイルストーン収入を受領いたします。当該契約の契約条項に基づき、事後の収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で、顧客が当該マイルストーンまでの成果に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、マイルストーン収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) ロイヤリティ収入

開発パイプラインの上市後、販売の一部からライセンスのロイヤリティ収入を受領いたします。当社の顧客との契約条項に基づき、顧客の基礎となる売上が発生し、その売上に基づくロイヤリティの金額が確定した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識することとしております。

なお、一般的に、ロイヤリティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領することとしております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

**表示方法の変更に関する注記**

前事業年度において「投資その他の資産」に区分掲記していた「保証金」は、当事業年度において新たに発生した敷金と合わせて表示するため、「敷金及び保証金」に変更しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
原材料及び貯蔵品	11,252千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原材料及び貯蔵品は、研究開発に用いる試薬品や備品等であり、取得価額をもって貸借対照表価額とすると共に収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### (3) 主要な仮定

当社の保有する原材料及び貯蔵品は消耗品であり、一定期間で費消されることを前提としていることから、保管期間の経過に応じて取得原価に一定の掛け率を乗じ、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

#### (4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については将来の不確実な研究結果の影響を受ける可能性があり、実際の研究結果が想定していた見積りと異なった場合には、一定の事項に該当する原材料及び貯蔵品については収益性の低下の判断を見直す場合があり、損失が発生する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 213,858千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

### 2. 当社は、資金調達枠を確保することにより機動的な資金調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	700,000千円
貸出実行残高	－千円
差引額	700,000千円

### 3. その他債務に付されている留意すべき事項

2025年12月3日にアルフレッサ株式会社より払込があった第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（総額15億円）については繰上償還等条項が付されており、その内主要なものは以下のとおりになります。

- (1) 組織再編行為による繰上償還
- (2) 上場廃止等による繰上償還
- (3) 2025年11月6日付のアルフレッサ株式会社と締結した業務提携基本契約に関する義務違反等による償還

### 損益計算書に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都港区)	共用資産	建物附属設備 工具、器具及び備品	56,076
研究所(神奈川県藤沢市)	再生医療用資産	建物附属設備	264
研究所(神奈川県藤沢市)	共用資産	建物附属設備 工具、器具及び備品	8,635
研究所(東京都新宿区)	再生医療用資産	建物附属設備	4,993
合計			69,970

当社の事業は、医薬品等の研究・開発・製造・販売の単一セグメントとなっておりますが、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としての開発パイプライン等を基礎として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社を含むより大きな単位の回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	11,609,600株
------	-------------

(2)当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	3,154,998株
------	------------

(注) 上記には、第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の目的となる株式の数1,999,998株が含まれておりますが、これは株式に転換される可能性がある最大の株式数で計算しております。

## 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減損損失	13,921千円
減価償却超過額	989 //
資産除去債務	23,540 //
その他	355 //
税務上の繰越欠損金	898,381 //
繰延税金資産小計	937,188千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△898,381 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△38,807 //
評価性引当額小計	△937,188千円
繰延税金資産合計	—千円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。また、経過措置の終了により、2026年12月期より外形標準課税が適用される見込みとなります。

これらに伴い、2026年12月期において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から30.62%に変更し、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から31.52%に変更して計算しております。なお、この変更による影響はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、必要な資金は主に第三者割当、公募等による増資および社債により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、本社および研究所の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

買掛金、未払費用及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

社債は、研究開発および運転資金に係る資金の調達を目的としたものになります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、敷金及び保証金について、契約締結前に契約先の信用状況および対象物件の権利関係等の確認を行うと共に、契約先毎に残高管理を行っております。

##### ②市場リスクの管理

当社は資金運用を預金等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	48,430	45,467	△2,963
資産計	48,430	45,467	△2,963
社債	1,500,000	1,502,905	2,905
負債計	1,500,000	1,502,905	2,905

(\*)「現金及び預金」、「買掛金」、「未払費用」および「未払金」は、現金であること又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,791,835	—	—	—
敷金及び保証金	4,501	38,376	5,553	—
資産計	2,796,336	38,376	5,553	—

## (注) 2. 社債の決算日後の返済（償還）予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	500,000	500,000	500,000	—
負債計	—	—	500,000	500,000	500,000	—

## 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	45,467	—	45,467
資産計	—	45,467	—	45,467
社債	—	1,502,905	—	1,502,905
負債計	—	1,502,905	—	1,502,905

(\*1)敷金及び保証金の時価は、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(\*2)社債の時価については、一定の期間ごとに区分した当該社債の元金と利息の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	109円00銭
1 株当たり当期純損失(△)	△85円59銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ケイファーマ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿 部 博

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 太 基

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケイファーマの2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第9期監査役監査方針・計画、監査役の業務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第9期監査役監査方針・計画、監査役の業務分担等に従い、取締役、内部監査責任者及び担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社ケイファーマ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 豊川 峻輔 ㊟

監査役（社外監査役） 西田 恭隆 ㊟

監査役（社外監査役） 五十畑 亜紀子 ㊟

以上